2025年度
化学物質管理者※1
専門的講習会

開催のご案内

※1 労働安全衛生法の新たな化学物質 規制
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf

2024年4月から
リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または
譲渡提供する事業場(業種・規模要件なし)では
化学物質管理者の選任が義務化されました。

※本講習会はリスクアセスメント対象物を製造する事業場の方を対象とした講習会となります。
（リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など製造事業場以外の事業場の方を対象とした講習会は別途プログラムをご用意しております。）

選任義務化

テクノヒルでは、労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習会（令和4年厚生労働省告示第276号と基発0907第1号）を開催しています。

化学物質管理者育成に向けて是非お役立てください。

※修了証はテクノヒル株式会社より発行されます。

参加費 ¥33,000(税込)　※お支払い方法：銀行振込（前払い）

研修コース 12時間（製造事業者向け）　科目詳細は裏面をご覧ください。

開催形式 **オンデマンド講習** 3科目　対面講習前日までに指定のURLよりご視聴ください。

＋

対面講習 3科目（実習含む）　下記の日時及び会場にて実施します。

日程・会場（定員20名）

日 時	エリア	会場
6月 19日(木) 10:00～16:30 <受付開始 9:30より>	東京	東京都中央区日本橋本町4-11-1 東興ビル 4F Time With 日本橋 会議室 07

定員になり次第締め切らせていただきます。キャンセル待ちは受け付けておりません。
※受付状況は、テクノヒルホームページにてご確認ください。

お問合わせ お申込み先

TECHNOHILL

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
ホームページ: https://technohill.co.jp/
Tel: 03-6231-0133 Fax: 03-5642-6145

選任要件

▶ 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習(※2)の修了者
・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 → 資格要件なし(専門的講習等の受講を推奨)

※2:専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定

科目詳細

1. オンデマンド講習・・・対面講習前日までに指定のURLよりご視聴ください。
2. 対面講習・・・・・・・・会場にて実施します。【6月19日】

1. オンデマンド講習・・・①対面講習2週間前までに視聴用URL及び「視聴記録シート」をお送りします。

②対面講習前日までにご視聴ください。（配信期間中はいつでも視聴可能です。）
③対面講習当日に、「視聴記録シート」をご持参ください。

日時		科目	範囲
オンデマンド講習	2.5時間	<学科教育> **化学物質の危険性及び有害性並びに表示等**	・化学物質の危険性及び有害性
			・化学物質による健康障害の病理及び症状
			・化学物質の危険性又は有害性等の表示
			・文書及び通知
	3時間	<学科教育> **化学物質の危険性又は有害性等の調査**	・化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録
	2時間	<学科教育> **化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等**	・化学物質のばく露の濃度の基準
			・化学物質の濃度の測定方法
			・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録
			・がん原性物質等の製造等業務従事者の記録
			・保護具の種類、性能、使用方法及び管理
			・労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法

2. 対面講習・・・上記のオンデマンド講習をご視聴のうえ、ご参加ください。

日時		科目	範囲
対面講習（6月19日）	**受付**（9:30～10:00）		
	10:00～ 11:00	<学科教育> **関係法令**	・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項
	11:10～ 11:40	<学科教育> **化学物質を原因とする災害発生時の対応**	・災害発生時の措置
	11:40～ 12:00	オンデマンド講習に関するQ&A	事前に視聴されたオンデマンド講習（3科目）に関する質疑応答
	昼食休憩		
	13:00～ 16:00	<実習> **化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置等**	・化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該措置の結果及び措置の記録
			・保護具の選択及び使用
	16:00～ 16:30	閉会及び質疑応答	

Copyrights(c), Technohill Co., Ltd. all rights reserved